

淀江産業廃棄物管理型最終処分場  
監視・指導計画

令和7年3月

鳥取県

# 目 次

<b>1 計画策定の目的</b> .....	3
<b>2 監視・指導及びモニタリングの基本的な考え方</b> .....	3
(1) 監視・指導の基本的な考え方.....	3
i) 方針	
ii) 時期・頻度	
iii) 違反確認時の対応	
(2) モニタリングの基本的な考え方.....	3
i) 方針	
ii) 地点	
iii) モニタリング項目	
iv) 時期・頻度	
v) モニタリング結果の公表	
<b>3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問の設置</b> .....	5
(1) 目的.....	5
(2) 専門分野.....	5
(3) 職務等.....	5
(4) 顧問会議.....	6
<b>4 センターからの情報収集及び指導・助言</b> .....	6
(1) 方針.....	6
(2) 内容.....	6
(3) 情報連絡会議.....	6
<b>5 時点毎の監視及びモニタリングの内容</b> .....	6
(1) 工事着工前.....	6
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
(2) 工事中（使用前検査を含む。）.....	7
i) 主な監視内容	
ア 地下水モニタリング井戸の設置工事	
イ 地盤対策工事	
ウ 地下水集排水管の設置工事	
エ 貯留構造物の設置工事	
オ 遮水工の設置工事	
カ 浸出水集排水管の設置工事	
キ 集水ピットの施工	
ク 水処理施設の設置工事	

ケ 竣工時（使用前検査）	
ii) モニタリング内容	
（3）使用前検査後から埋立開始前.....	8
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
（4）第Ⅰ期埋立開始後.....	8
i) 主な監視内容	
ア 埋立中（イ又はウの状況に該当しない状況）	
イ 中間覆土の施工、のり面用土えん堤の増築、埋立地小段排水口の閉塞時	
ウ 第Ⅱ期設置工事中	
エ 定期検査（5年3月ごと）	
ii) モニタリング内容	
（5）第Ⅱ期埋立開始後.....	9
i) 主な監視内容	
ア 埋立中（イの状況に該当しない状況）	
イ 中間覆土施工、区画堤の増築、埋立地内小段排水口の閉塞時	
ウ 定期検査（5年3月ごと）	
ii) モニタリング内容	
（6）埋立終了後から廃止まで.....	10
i) 主な監視内容	
ii) モニタリング内容	
（7）災害（地震・豪雨等）発生時.....	10
<b>6 異常等確認時の対応・指導フロー</b> .....	11
（1）違反確認時.....	11
（2）モニタリング等における異常値の確認時.....	11
附則.....	12
別表1 下流水路水質モニタリング項目.....	13
別表2 地下水水質モニタリング項目.....	14
別表3 浸出水・放流水質モニタリング項目.....	15

<本計画書で使用する用語>

「監視」とは、立入り、聞取り、目視等により状況・状態を確認する行為をいう。

「モニタリング」とは、水質調査等により定量的・数値的に確認・把握する行為をいう。

## 1 計画策定の目的

本計画は、米子市淀江町地内における公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「センター」という。）による産業廃棄物管理型最終処分場（以下「管理型処分場」という。）の設置及び運営に対する計画的かつ継続的で適時適切な監視・指導を実施し、もって長期間にわたる管理型処分場の安全性を確保するとともに、他の最終処分場の模範となるような、より適切な廃棄物処理の推進につなげることを目的とする。

## 2 監視・指導及びモニタリングの基本的な考え方

### (1) 監視・指導の基本的な考え方

#### i) 方針

- 産業廃棄物管理型最終処分場の適切な設置並びに運営及び維持管理は、生活環境や公衆衛生の保全のため極めて重要であることから、設置者であるセンターのみに委ねることなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく通常の監視等に加え、県として施設の設置前から、専門家も加えた監視体制を構築し、時宜を得た立入等による監視・指導等を行うことにより、法に係る各種基準等の遵守や不具合の発生の有無（や予兆）などを確認するとともに、必要に応じて助言や指導等を行う。
- これらの監視・指導を通じて蓄積された施設の建設（設置施工）、埋立処分的手法及び施設の維持管理等に関する知見は、他の最終処分場等の適正な設置管理のために積極的な活用や情報提供に努めることにより、廃棄物の適正処理を一層推進する。

#### ii) 時期・頻度

通常の埋立開始後における「廃棄物処理施設監視要領（平成20年8月7日付第200800071456号生活環境部長通知）」に基づく監視に加え、施設設置以前から管理運営マニュアル等の作成状況や工事計画の内容確認を行うこととし、センターの事業の進捗に応じて、監視・指導の効果が最大限得られる監視の時期及び内容並びに頻度を設定する。

#### iii) 違反確認時の対応

当該監視により、法令違反等の状況を確認した場合は、改善及び再発防止の指導を行うほか、その違反等の状況に応じ、「鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（平成9年9月26日付廃対第200号生活環境部長通知）」に基づき、改善命令、許可取消等の処分を実施する。

### (2) モニタリングの基本的な考え方

#### i) 方針

通常の廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリングに加え、管理型処分場に異常が生じた際に、環境に影響を生じる可能性が高いと考えられる水質について、下流水路及び周縁地下水をモニタリングの対象とし、施設の設置前から水質の経年の推移を把握しながら、管理型処分場が正常に稼働しているかどうかを継続的に評価・確認し、適切な監視・指導につなげていくために必要な水質モニタリングを行う。

#### ii) 地点

下図の地点における下流水路及びセンターが設置する地下水モニタリング井戸とする。なお、セン

ターの事業の進捗段階に応じた具体的な地点数等は「5 時点毎の監視及びモニタリングの内容」で定める。また、モニタリングの地点は、必要に応じて適宜見直しを行う。

<下流水路、地下水のモニタリング地点>



iii) モニタリング項目

モニタリング項目は、水質の経年の推移把握による管理型処分場の正常稼働を評価するという方針のもと、環境基本法に基づく公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の項目に加えて、管理型処分場の事業特性を踏まえた項目等（別表1）について実施することとし、センターが実施したモニタリング結果も併せて収集し、分析を行う。なお、埋立開始後は、浸出水や放流水の水質などを踏まえながら、特に注目すべき項目に絞った効率的なモニタリング等を検討することとし、必要に応じて、適宜、モニタリングの内容の見直しを検討する。

また、周縁地下水のモニタリングについては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）」に基づく地下水等検査項目及び地下水の水質汚濁に係る環境基準項目等（別表2）について実施する。

【モニタリング項目の絞り込み及び追加について】

下流水路の水質モニタリングは、法令に基づき、排水基準や環境基準等の水質基準への適合を評価する趣旨で行うものではなく、その水質の傾向から集水ピット等の施工・運転中のトラブルにより水処理施設を経由しない浸出水の流出等が生じていないことなど、施設の健全稼働を評価する目的で行う。

したがって、施設の健全な稼働状況を十分に評価できる指標物質を特定できれば、浸出水に特異的に含まれる成分の増大等の傾向がないことなどを把握することにより、将来的には項目の絞り込み等を検討する。また、基準項目の追加などがあった場合は、モニタリング項目の追加も検討する。

iv) 時期・頻度

水質のモニタリングは、季節変化も含めて把握する。また、通常時の水質傾向を把握するため、豪雨の直後等、水質が通常と異なると想定される時期を避けるものとする。センターの事業の進捗段階に応じた具体的なモニタリングの内容等は「5 時点毎の監視及びモニタリングの内容」で定める。

また、モニタリングの時期・頻度は必要に応じて適宜見直しを行う。なお、県が本計画に基づき実施しようとするモニタリングの一部は、センターが独自に実施するモニタリングのデータを収集することをもって代えることができるものとする。

#### v) モニタリング結果の公表

モニタリング結果は、参照する環境基準等への適合状況を付して、速やかに県ホームページで公表する。

水質の経年の推移については、一定期間のモニタリング結果を集約・整理の上、顧問の意見を付して結果を県ホームページで公表する。

### 3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問の設置

#### (1) 目的

- 設置許可に係る審査に当たり設置した鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員からは、今後の施設設置及び運営に当たり留意すべき意見をいただいていることから、専門家からの意見も交えながら、センターの監視・指導を行うため、鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問（以下「顧問」という。）を設置する。
- 顧問は、県がセンターの監視・指導等を行うに当たり、県の要請に応じて客観的かつ専門的知見から県に対し必要な指導・助言等を行う。

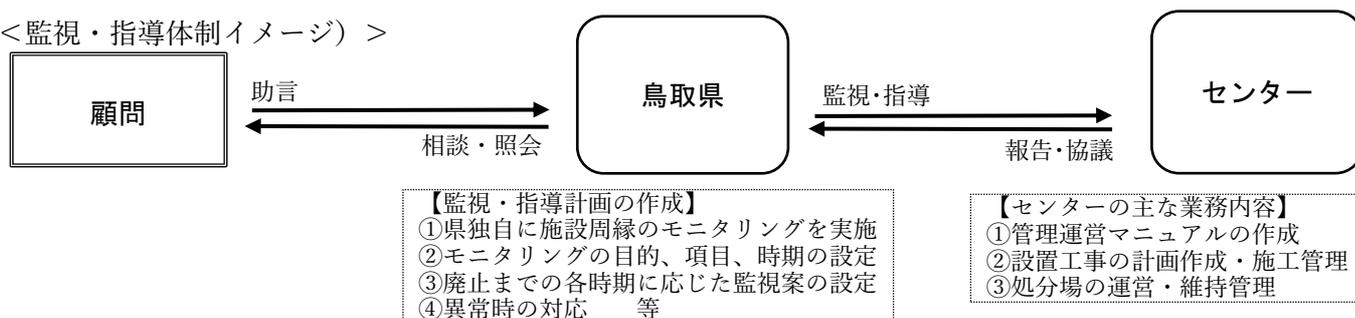
#### (2) 専門分野

- 最終処分場の基本的な機能（設置・管理）に加え、最終処分場に異常が生じた際に環境に影響を生じ可能性が高い水質・地下水等にも精通した専門家を顧問に選任する。
- なお、センターの事業の進捗段階に応じ、適宜、顧問に求める専門分野の見直しを行うものとする。

#### (3) 職務等

- 以下の事項について、県の要請に応じ必要な指導・助言を行う。
  - ・管理型処分場の建設に関すること。
  - ・施設の維持管理に関すること。
  - ・廃棄物の埋立管理に関すること。
  - ・その他管理型処分場の運営及び管理に関すること。
- 顧問に関する詳細は「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問設置要綱」で定める。

<監視・指導体制イメージ>



#### (4) 顧問会議

- 顧問からの指導・助言を受けるに当たり、現地調査又はモニタリング結果の分析、評価、モニタリング内容の見直し等を行う際には、必要に応じて顧問会議を開催する。
- 住民の関心も高いため、必要に応じて、会議、議事録等は公開する。

### 4 センターからの情報収集及び指導・助言

#### (1) 方針

センターに対して時宜を得た必要かつ適切な監視、指導等を行うため、適宜、センターから事業進捗等の情報を収集し、状況の把握、確認を行う。

#### (2) 内容

県は、以下の事項について情報収集を行い、センターに対して必要かつ適切な指導・助言等を行う。

- ・管理型処分場の建設・埋立に関する進捗状況、今後の予定に関すること。
- ・管理型処分場の構造及び設備の維持管理に関すること。
- ・廃棄物の埋立管理に関すること。
- ・モニタリング結果に関すること。
- ・その他管理型処分場の運営及び管理に関すること。

#### (3) 情報連絡会議

事業の状況等を踏まえ、必要に応じ、情報連絡会議を開催し、センターからの情報収集及び指導・助言を行うものとする。

### 5 時点毎の監視及びモニタリングの内容

事業の進捗を踏まえつつ、時点に応じた適切な監視を実施することとする。また、設置許可に併せて施行した通知（令和6年11月18日付第202400204828号地域社会振興部長通知）に記載した専門的知識を有する者からの施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見（以下「許可通知記載事項」という。）への対応状況も併せて確認を行う。なお、本項の記載内容は、センターの事業の進捗状況、その時点までの監視・指導の結果等を踏まえながら、適宜見直しを行うこととする。また、各項に記載した以外の事項についても、必要に応じて適宜追加の監視・モニタリング等を実施する。

#### (1) 工事着工前

- センターが施設の設置工事に係る計画や設置後の管理・運営に係るマニュアル等の整備に着手する時期であることから、工事計画の内容やマニュアルの策定状況等を把握し、必要な指導を行う。
- 施設設置予定地の周縁環境には管理型処分場の設置に係る影響がない状態であり、施設の設置や工事前の現況を把握し、下流水路の水質の長期的な傾向把握のための基礎的なデータ収集を目的とした水質調査を行う。

i) 主な監視 内容	・センターの事業の進捗状況等の把握	発注・着工、マニュアル作成等の時期・ 計画の確認
	・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導*	記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導

	・工事計画に基づく監視事項の確認	①工事計画案の確認（県が施工中に確認を行う時点の設定） ②水処理施設の発注仕様の確認（申請内容との整合性の確認） ③施設設置に係る許可通知記載事項への対応方針の確認
ii) モニタリング内容	・下流水路の水質のモニタリング（別表1） ・センターが実施するモニタリングデータの収集** ・既存周縁井戸の水質データの収集	

\* 許可通知記載事項への対応確認

\*\* 下流水路・河川の水質のデータ等を想定

## (2) 工事中（使用前検査を含む。）

- 施設の適切な設置及び施工が求められる時期であることから、完成後に確認が困難と予想される部分の事前確認、許可通知記載事項への対応状況等について監視・指導を行う。
- 周辺環境への影響に関し、工事による下流水路の水質等の変化も想定される時期となるが、将来的にⅠ期埋立とⅡ期造成工事が並行している状況下における施設の通常稼働を評価する参考データとすることを考慮し、下流水路の水質調査を継続する。
- センターにより、地下水モニタリング井戸が設置される時期であり、埋立開始前の段階から、地下水の水質・水位の傾向を把握する。

i) 主な監視 内容	<工事中監視>	
	ア 地下水モニタリング井戸の設置工事	ストレーナの位置の確認（上下流井戸の取水帯水層の整合など）
	イ 地盤対策工事	①沈下解析と実際の沈下量との差異と対応* ②掘削時の湧水発生状況と対応*
	ウ 地下水集排水管の設置工事	①掘削時の湧水の発生状況・季節変動と対応* ②集排水管の配置の状況（密度等）
	エ 貯留構造物の設置工事	盛土材の透水性、土えん堤の形状、貫通部の構造、盛土上の雨水の排除状況
	オ 遮水工の設置工事	①ベントナイト混合土の配合、施工時の排水状況、施工状況（密度管理、締固め度） ②遮水シートの施工（熱溶着の施工状況・検査状況*、シート端部の処理（不織布層に雨水が浸入しない処理となっているか）
	カ 浸出水集排水管の設置工事	集排水管の配置の状況（密度等）、壑型集排水管の配置、ぐり石の径
	キ 集水ピットの施工	腐食防止工事の施工状況、各集排水管との接続状況、Ⅱ期ピットへの配管状況
	ク 水処理施設の設置工事	腐食防止の施工状況、調整槽の貯水機能
	<工事完了時>	
ケ 竣工時（使用前検査）	①申請どおりの設置、構造（変更点がある場合は届出等法手続きの対応状況） ②許可通知への記載事項への対応*	

ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング（別表1）</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析**</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング（井戸ができ次第実施）</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> </ul>
--------------	---

\* 許可通知記載事項への対応確認

\*\* 下流水路・河川、モニタリング井戸の水質のデータ等を想定

### （3）使用前検査後から埋立開始前

- 施設が設置され、維持管理が開始される段階であり、埋立開始前に維持管理の手法や手順等の確認・検討が可能な貴重な時期であることから、センターが実施する維持管理の在り方（管理運営マニュアル等の実効性や見直し等を含む。）について監視・指導を行う。
- 施設は設置されているが、埋立による影響が生じ得ない段階であり、埋立開始直前の状況をよく表すデータを収集するため、下流水路の水質調査を行う。

i) 主な監視内容	・センター事業の進捗状況等の把握	埋立を開始する想定時期、埋立のための資材等の準備状況
	・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導	①許可通知記載事項への対応チェック ②記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導
ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング（別表1）</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析**</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> </ul>	

\* 許可通知記載事項への対応確認

\*\* 下流水路・河川、モニタリング井戸の水質のデータ等を想定

### （4）第I期埋立開始後

- 廃棄物の埋立が始まっており、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本としつつ、のり面用土えん堤築堤時や埋立地小段排水口の閉塞時等、特に監視を要する施工段階においては、特別に監視・指導を行う。
- 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の健全な稼働を継続的に評価する。

i) 主な監視内容	ア 埋立中（イ又はウの状況に該当しない状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入</li> <li>②受入れ廃棄物と浸出水水質の経年的な変化の状況把握・分析*</li> <li>③水収支の状況把握・分析*</li> <li>④経年の状況変化に関するセンターの把握・分析・対応状況*</li> <li>⑤その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等</li> </ul>
	イ 中間覆土の施工、のり面用土えん堤の増築、埋立地小段排水口の閉塞時*	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中間覆土材の透水性、のり面用土えん堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況</li> <li>②中間覆土上の雨水の排除状況（水収支の変化の確認）</li> <li>③中間覆土上への埋立開始前の透水性確保のための対応</li> </ul>
	ウ 第II期設置工事中	上記に加えて（2）に準じた監視を並行して行う。

	エ 定期検査（5年3月ごと）	廃棄物処理施設の定期検査について（平成23年7月1日付第201100056438号循環型社会推進課長通知）に基づき実施
ii) モニタリング内容	<廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回）（別表3）</li> <li>・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回）（別表3）</li> <li>・周縁地下水（健康項目：年2回）（別表2）</li> <li>・搬入物の溶出試験（年2回）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング（別表1）</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析**</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸水の水質データの収集</li> <li>・稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング</li> </ul>	

\* 許可通知記載事項への対応確認

\*\* 下流水路・河川、放流水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、騒音・振動、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定（下線部は、センターの維持管理計画書の記載事項）

#### （5）第Ⅱ期埋立開始後

- 廃棄物の埋立が始まっており、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本としつつ、区画堤築堤時や埋立地小段排水口の閉塞時等、特に監視を要する施工段階においては、特別に監視・指導を行う。
- 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の健全な稼働を継続的に評価する。

i) 主な監視内容	ア 埋立中（イの状況に該当しない状況）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入</li> <li>② 受入れ廃棄物と浸出水水質の経年的な変化の状況*</li> <li>③ 水収支の状況*</li> <li>④ 経年的な状況の変化に関するセンターの把握・分析・対応状況*</li> <li>⑤ 作成した管理運営マニュアル等に即した埋立施工・維持管理の状況</li> <li>⑥ その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等</li> </ul>
	イ 中間覆土施工、区画堤の増築、埋立地内小段排水口の閉塞時*	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中間覆土材の透水性、区画堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況</li> <li>② 中間覆土上の雨水の排除状況（水収支の変化の確認）</li> <li>③ 中間覆土上への埋立開始前の溝掘り等の対応</li> </ul>
	ウ 定期検査（5年3月ごと）	廃棄物処理施設の定期検査について（平成23年7月1日付第201100056438号循環型社会推進課長通知）に基づき実施

ii) モニタリング内容	<廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回）（別表3）</li> <li>・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回）（別表3）</li> <li>・周縁地下水（健康項目：年2回）（別表2）</li> <li>・搬入物の溶出試験（年2回）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング（別表1）</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析**</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> <li>・稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング</li> </ul>

\* 許可通知記載事項への対応確認

\*\* 下流水路・河川、放流水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、騒音・振動、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定（下線部は、センターの維持管理計画書の記載事項）

#### (6) 埋立終了後から廃止まで

- 埋立が終了し、新たな廃棄物の搬入がない段階であり、「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視・指導を基本とする。
- 「廃棄物処理施設監視要領」に基づく水質検査に加え、継続的にデータ蓄積を行ってきた下流水路の水質調査を実施し、結果の分析により施設の機能が健全に維持されていることを継続的に評価する。

また、廃止に向けた確認の準備として、埋立ガスの発生量や埋立地内温度等、廃止基準に係るデータの収集を行う。

i) 主な監視内容	・「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入
ii) モニタリング内容	<廃棄物処理施設監視要領に基づくモニタリング> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回）（別表3）</li> <li>・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回）（別表3）</li> <li>・周縁地下水（健康項目：年2回）（別表2）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング（別表1）</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集*</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> </ul>

\* 下流水路・河川、放流水、浸出水、モニタリング井戸、地下水ピットの水質、埋立ガス、埋立地内部温度のデータ等を想定（下線部は、センターの維持管理計画書の記載事項）

#### (7) 災害（地震・豪雨等）発生時

- 災害の影響による予期しない異常発生の有無を確認する必要があることから、速やかに立入り監視等を実施する。
- 状況に応じて、水質調査を実施し、その結果について顧問の意見も聞きながら、施設の機能が健全に維持されているか評価する。

## 6 異常等確認時の対応・指導フロー

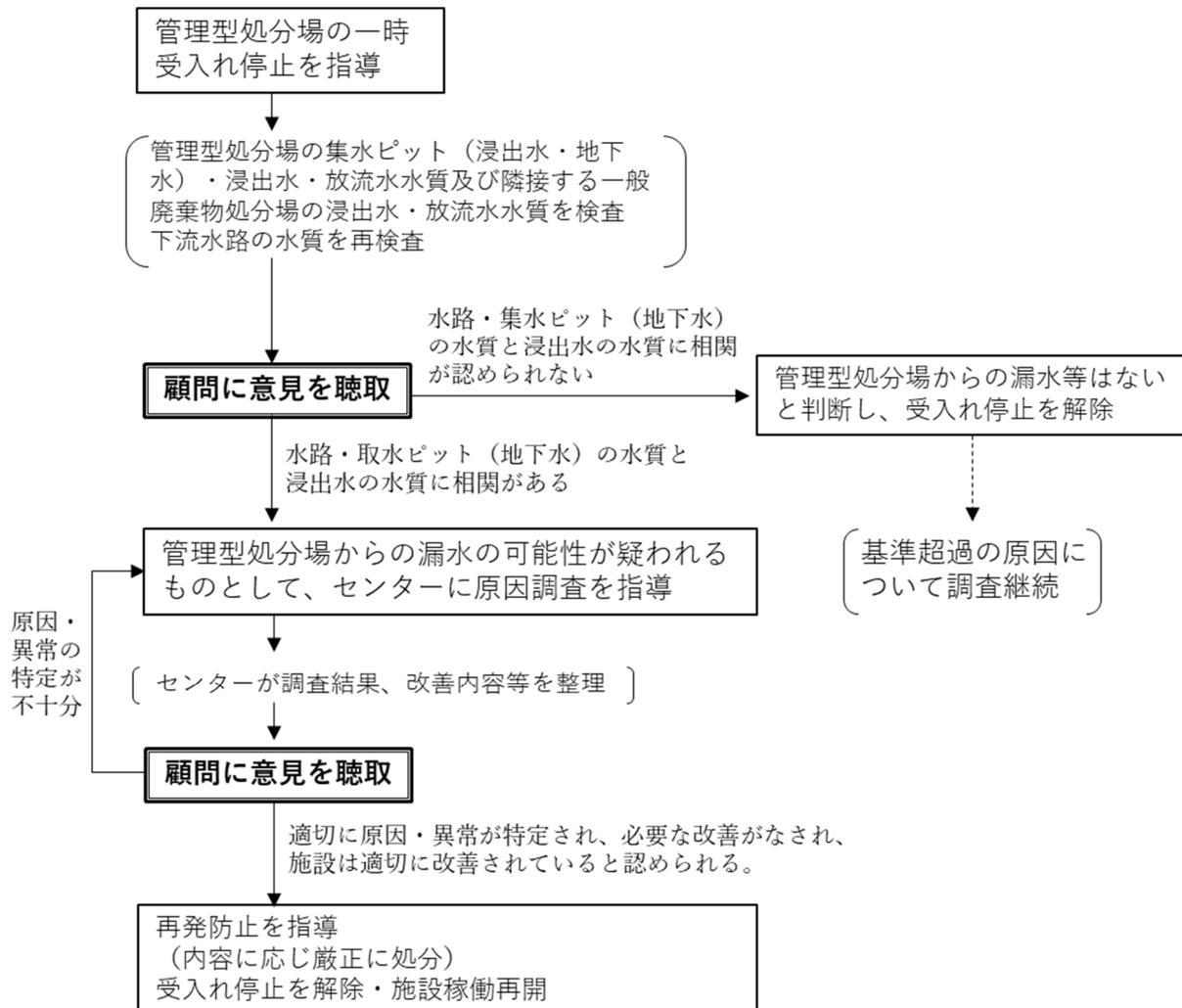
### (1) 違反確認時

「鳥取県産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領」に基づく対応を基本とする。

### (2) モニタリング等における異常値の確認時

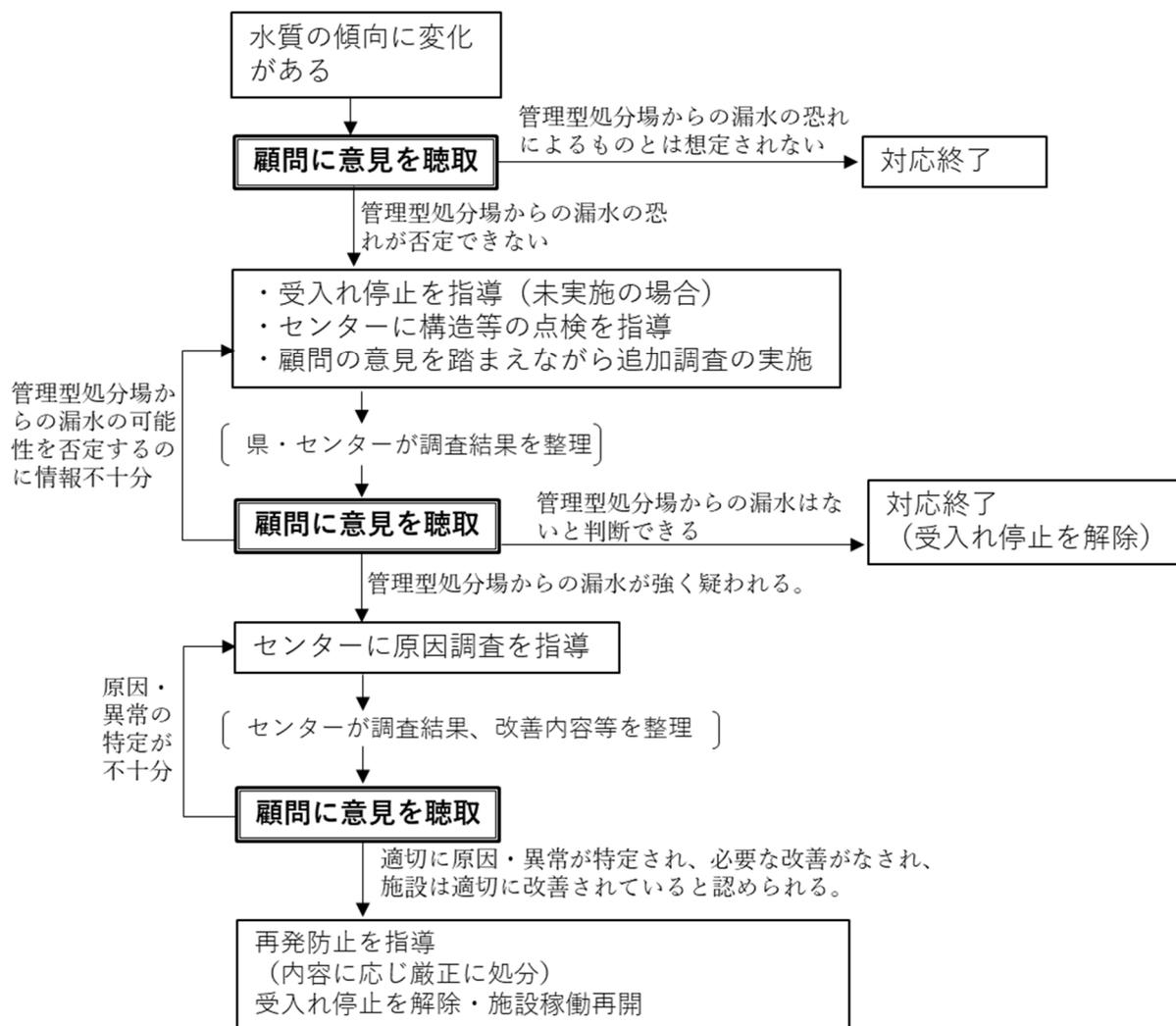
- i) 基準を超過する、漏水検知システムが作動するなど、施設に起因して環境影響が生じている疑い又は構造基準への不適合の疑いがある場合
  - 速やかに受入れ停止を指導するとともに、以下の対応フローに沿って原因究明等を行う。

<想定対応フロー>



- ii) 把握している傾向から水質の変化が認められるが、直ちに環境基準等を超過する状況にはない場合
- 顧問に意見を聴取し、施設の機能に異常が生じている可能性の有無の確認を行う。
  - 管理型処分場からの漏水の恐れが否定できない場合は、受入れ停止を指導するものとする。

<想定対応フロー>



**附則**

この計画は、令和7年3月12日から施行する。

## 別表1 下流水路水質モニタリング項目

<下流水路>

	項 目	基準値(参考)	分 析 方 法
C 類型 / 生物B / その他 (湖沼)	水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 別表 2 に定める方法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L 以下	
	化学的酸素要求量 (COD)	—	
	浮遊物質量 (SS)	50mg/L 以下	
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上	
	大腸菌数	—	
	全亜鉛	0.03mg/L 以下	
	ノニルフェノール	0.002mg/L 以下	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05mg/L 以下	
	全窒素 (T-N)	—	
	全磷 (T-P)	—	
健 康 項 目	カドミウム	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 別表 1 に定める方法
	全シアン	検出されないこと。	
	鉛	0.01mg/L 以下	
	六価クロム	0.02mg/L 以下	
	砒素	0.01mg/L 以下	
	総水銀	0.0005mg/L 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと。	
	PCB	検出されないこと。	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下		
セレン	0.01mg/L 以下		
硝酸性窒素 (NO <sub>3</sub> -N)	10mg/L 以下		
亜硝酸性窒素 (NO <sub>2</sub> -N)	(合計値)		
ふっ素	0.8mg/L 以下		
ほう素	1mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
法	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 別表に定める方法
そ の 他	電気伝導度	—	JIS K 0102 13
	塩化物イオン	—	JIS K 0102 35

注) 1. 「生活環境項目」は「生活環境の保全に関する環境基準」項目、「健康項目」は「人の健康の保護に関する環境基準」項目、「法」は「ダイオキシン類対策特別措置法」を示す。なお、測定地点近傍の塩川では、コイ・フナが放流されていることから、参考とする生活環境項目の基準値は、水産3級の利用目的に適用するC型類型及び生物Bの基準値とした。

2. 「その他」の項目については、事業特性から、施設に異常が生じた際に濃度上昇の可能性がある物質を選定した。

## 別表2 地下水水質モニタリング項目

<地下水モニタリング井戸>

項 目	センターの自主基準	分 析 方 法
アルキル水銀	検出されないこと	平成9年3月13日 環境庁告示第10号 別表に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	
カドミウム	0.003mg/L 以下	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム※)	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
全シアン	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号 別表に定める方法
電気伝導率	—	JIS K 0101 12
塩化物イオン	—	JIS K 0101 32

※基準省令改正により、令和8年4月1日から「六価クロム化合物」の基準値は0.05 mg/L から 0.02 mg/L に改正される。(令和7年3月3日付 環境適発第2503031号、環境規発第2503033号)

### 別表3 浸出水・放流水質モニタリング項目

<浸出水・放流水>

項目	項目※1	放流水に係る センター自主基準	頻度※1	分析方法
一般項目	水素イオン濃度 (pH)	5.8以上 8.6以下	年4回	昭和49年9月30日 環境庁 告示64号に定める方法
	生物学的酸素要求量 (BOD)	10mg/L以下		
	化学的酸素要求量 (COD)	10mg/L以下		
	浮遊物質 (SS)	10mg/L以下		
	大腸菌群数※3)	3,000[個/cm <sup>3</sup> ]以下		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下	必要により 実施	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下		
	全窒素 (T-N)	0.002mg/L以下		
	全燐 (T-P)	0.05mg/L以下		
	塩化物イオン	—		
健康項目	アルキル水銀化合物	検出されないこと	年2回	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下		
	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下		
	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下		
	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン、E P N)	1mg/L以下		
	六価クロム化合物※3)	0.5mg/L以下		
	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下		
	シアン化合物	1mg/L以下		
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003mg/L以下		
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下		
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下		
	四塩化炭素	0.02mg/L以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		
	チウラム	0.06mg/L以下		
	シマジン	0.03mg/L以下		
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下		
	ベンゼン	0.1mg/L以下		
	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下		
	ほう素及びその化合物	10mg/L以下		
	ふっ素及びその化合物	8mg/L以下		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	100mg/L以下		
	フェノール類含有量	5mg/L以下		
	銅含有量	3mg/L以下		
	亜鉛含有量	2mg/L以下		
	溶解性鉄含有量	10mg/L以下		
	溶解性マンガン含有量	10mg/L以下		
クロム含有量	2mg/L以下			
DXN※2	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	年1回	JIS K 0312

※1) 項目、頻度は「廃棄物処理施設監視要領」の規定を準用。(ただし、同要領において「油分」としている項目については、基準省令の放流水質基準及びセンターの自主基準に定める「ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)」及び「ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)」とした。)

※2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

※3) 基準省令改正により、令和7年4月1日から「大腸菌群数」は「大腸菌数」に改正される。また、令和8年4月1日から「六価クロム化合物」の基準値は 0.05 mg/L から 0.02 mg/L に改正される。(令和7年3月3日付 環循適発第 2503031 号、環循規発第 2503033 号)